

2025年度 センコーみらい財団奨学生(給付型)募集要項

対象:高校生(新大学1年生)

1. 概要

- (1) 当財団は、我が国の未来を担う学生に対して奨学金の給付を行います。
- (2) 奨学金は給付であり、返済の義務はありません。
- (3) 学業修了後の進路は本人の自由です。

2. 奨学金の給付

(1) 奨学金の額

		給付型奨学金 (月間)	入学一時金
自宅生	私立文系	25,000 円	150,000 円
	私立理系	50,000 円	150,000 円
自宅外生	一律	50,000 円	400,000 円

※国公立大学は除く

(2) 給付期間

進学先への入学(2025年4月)から最終学年までとします。

(但し、条件が満たない場合は途中で停止する可能性あり ※後記参照)

3. 応募条件

- (1) 文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」の対象者であること
- (2) 2025年4月入学予定の新1年生であること
- (3) 「THE 日本大学ランキング2023 総合ランキング」の上位100位以内の大学へ進学する者 (<https://japanuniversityrankings.jp/rankings/>)
- (4) 4年制の学部・学科であること(6年制の学部・学科は除く)

※奨学金の併給について

- (1) 以外の他制度は原則不可

4. 募集人数

20名

5. 応募方法

以下の書類を一式揃えて、本人から直接事務局に郵送してください。

- (1) 奨学生願書
- (2) 小論文 テーマ「大学で学びたいこと」(文字数：600字～800字程度)
- (3) 給付奨学生証
- (4) 授業料等減免認定結果通知書

6. 応募期間

2025年3月1日～3月末日

7. 採否通知

- (1) 当財団の選考委員による書類審査及び面接審査を経て決定いたします。
- (2) 結果は、2025年5月下旬以降、随時通知いたします。

8. 奨学生の義務

- (1) 年度末に、「成績通知表」を提出すること
- (2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ① 休学するとき
 - ② 復学するとき
 - ③ 大学より停学処分を受けたとき
 - ④ 学籍を失ったとき
 - ⑤ 最短修業年限(4年間)で卒業できる見込みがなくなったとき
 - ⑥ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき
 - ⑦ 他の大学や学部へ転学・編入学・転学部(科)することが決まったとき
 - ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
 - ⑨ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき
 - ⑩ 「高等教育の修学支援新制度」の対象者でなくなったとき
 - ⑪ 当財団に登録した情報等(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき

【応募書類提出先・お問い合わせ先】

〒541-0051

大阪市中央区備後町2丁目6-8 サンライズビル大阪13F

センコーみらい財団 事務局

TEL：06-6440-5156

MAIL：info@skmirai.or.jp

